

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月16日から同年11月1日まで

申立期間にA株式会社（現在は、B株式会社）C工場で勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。同社労務人事部に年金記録を照会したところ、申立期間に勤務していたことが確認できたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、「A株式会社C工場で勤務した。」と主張しているものの、オンライン記録では、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

一方、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の、基礎年金番号に未統合の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録（資格取得日は昭和42年9月16日、資格喪失日は空欄）が確認できるところ、B株式会社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主が申立人について、昭和42年9月16日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出をD社会保険事務所（当時）に対して行っていることが認められる。

また、D年金事務所は、上記被保険者原票において申立人の資格喪失日の記載が無い理由について、「当時の資料が残っていないため詳細については

不明であるが、事業所から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届が出された後に、原票への記載が行われなかったものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 42 年 9 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該未統合の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

秋田厚生年金 事案 1233 (事案 646 及び 1187 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 3 日から 57 年 1 月 15 日まで
② 昭和 58 年 9 月 7 日から 59 年 9 月 1 日まで

A 株式会社勤務していた期間について、第三者委員会に申し立てたところ、記録の訂正が認められなかった。

勤務した期間が間違っていたかもしれないので、調査期間を広く見てほしく新たに申立期間①での勤務を申し立てるとともに、申立期間②についても再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当初、「申立期間①又は②のいずれかでB株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚の証言から、具体的な期間までは特定できないが、申立期間①当時、申立人は、B株式会社に勤務していたことが推認できる。しかし、i) 同社において厚生年金保険に加入している同僚は、厚生年金保険と同期間に雇用保険に加入していることが確認できるものの、申立人は雇用保険の加入記録もないこと、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、当時、同社では、一部の社員しか入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、他の社員については、入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと推認されることから、申立人は、事業主による厚生年金保険の加入手続がなされる前に退職したことがうかがえる等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間②について、「A株式会社C営業所に勤務し

ていた。」と再申立てしているが、i) 当該期間に厚生年金保険の加入記録がある元従業員及び当時の事務担当者は、申立人の氏名を記憶していないこと、ii) 事務担当者は、正社員を厚生年金保険と雇用保険に加入させていたと証言し、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある7人はその全員が雇用保険に加入していることが確認できるものの、申立人の雇用保険の加入記録は確認できないこと、iii) 申立人は、当該期間に国民健康保険に加入していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てに当たり、申立人は、「A株式会社C営業所に勤務していたのは、当初申立てを行った申立期間①の中で、B株式会社を退職し、その後D合資会社に勤務するまでの間であったかもしれない。私は間違いなくA株式会社C営業所に勤務していたので、期間については幅広く調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、今回改めてA株式会社の複数の元従業員から聴取したところ、同社C営業所が開設されたのは、申立期間①よりも後の昭和58年5月頃であったと述べていることを踏まえると、申立人は、申立期間①には勤務していなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、「私がA株式会社C営業所に勤務した当時の所長は女性であった。」と主張していることから、今回改めて同社の元従業員から聴取したところ、申立人が記憶する女性が、所長として在籍していたのは、申立期間②ではなく、その後の昭和62年12月頃からとの証言が新たに得られたことを踏まえると、申立人は、申立期間②において、同社に勤務していなかったものと考えられる。

なお、申立人は、勤務期間の記憶が定かではなく、調査する期間を広くしてほしい旨申し立てしているところ、上記証言及び雇用保険の加入記録又は厚生年金保険の加入記録から申立人が別の事業所に勤務していたことが確認できる期間を除外した、昭和63年2月から同年9月までの期間における申立人のA株式会社C営業所での勤務状況等を確認したものの、i) 当時の所長及び複数の従業員から聴取した結果、申立人が勤務していたことを記憶する者は無く、申立人の勤務事実が確認できないこと、ii) 申立人は、「同社同営業所に勤務した期間について短ければ2、3か月であったかもしれない。」と述べているところ、当時の所長は、「2、3か月程度の試用期間があったように記憶している。」と証言し、当時の同社本社の事務担当者は、「3か月程度の試用期間があり、その間は雇用保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言していること、iii) 申立人は、当該期間についても同社における雇用保険の加入記録が無いこと、iv) 申立人は、当該期間において国民年金及び国民健康保険に加入し、国民年金保険料を全て納付している

ことが確認できることを踏まえると、当該期間についても、申立人が同事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は確認することができなかった。

これらの事情を踏まえると、申立人は、申立期間②について、A株式会社C営業所に勤務していなかったものと考えられる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間に、A市区町村にあったB株式会社（退職後にC株式会社に社名変更。）に勤務し、営業の仕事をしていた。退職後に失業給付を受けており、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において、B株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社及びC株式会社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚3人についても、雇用保険の加入記録は確認できるものの厚生年金保険の加入記録は確認することができない。

また、A株式会社は既に解散しており、当時の事業主及び役員の連絡先も確認できない上、上記同僚から証言が得られないことから、厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。